

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	10 件

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5258

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、婚姻に伴い、実家の A 市から B 市に転居し、国民年金保険料については、昭和 55 年度から B 市で年度ごとに一括納付しているのですが、申立期間の国民年金保険料についても同様に、B 市で一括納付しているはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻に伴い B 市に転居し、申立期間の国民年金保険料については、同市で一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 11 月頃に払い出されたと推認される上、申立人が所持する年金手帳及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は 54 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として資格を取得していることから、当該払出時点において、申立期間は保険料を過年度納付できる期間である。

また、申立人から提出された領収証書によれば、申立期間直後の昭和 55 年度の国民年金保険料が昭和 55 年 12 月 16 日に一括納付され、その後昭和 56 年度から 60 年度にかけて前納されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間後の国民年金保険料に未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人が 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から43年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

申立期間①については、国民年金保険料の納付が遅れていたところ、A町役場から届いたはがきで特例納付のことを知り、未納となっていた保険料を納めようと思い、同町内で保険料を集金していた50歳ぐらいの女性に預けたか、自身で同町役場に出向いて保険料を納付したと思う。まとめて納付したか分割だったかは覚えていないが、未納は無いように納付したはずである。同役場でもらった特例納付の納付書に記載されていた国民年金保険料の合計金額は2万円くらいだったと記憶している。

申立期間②については、国民年金保険料を継続して付加保険料込みで納付したと思う。

申立期間①及び②の国民年金の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する「納付書・領収証書」によると、申立人は申立期間直前の昭和40年1月から同年12月までの保険料を46年3月、同年5月、同年6月及び同年10月に第1回特例納付により分割して納付していたことが確認でき、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びA町の国民年金被保険者名簿とも一致していることが確認できる。

また、申立人は、特例納付により納付した国民年金保険料額を2万円くらいだったと記憶しており、これは実際に第1回特例納付をするために必要な保険料額1万7,550円とおおむね一致していることから、申立人が特例納付により申立期間①を含めた保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、第1回特例納付により国民年金保険料が納付された昭和40年10月から同年12月までの期間が、60年4月17日付けで追加訂正されており、行政の記録管理に不備が見られる。

2 申立期間②については、申立人は国民年金保険料を継続して付加保険料込みで納付したはずであるとしているところ、申立期間②前後の期間は付加保険料込みで納付済みとなっている上、申立人が3か月と短期間である申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間②直後の昭和57年4月から58年2月までの付加保険料の納付記録が平成24年11月19日付けで追加訂正されており、行政の記録管理に不備が見られる。

3 申立人の国民年金手帳記号番号は、制度発足時の昭和35年10月頃に払い出されたと推認され、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人は、申立期間①及び②を除いて未納期間は無く、60歳以降も国民年金に任意加入していることから、申立人の納付意識は高いと認められる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

父親が私の国民年金の加入手続きを行い、家族全員の国民年金保険料を未納が無いように納付していた。申立期間の国民年金保険料を父親がどのように納付したかは聞いていないが、ある時期から納税組合を通して保険料を納付していたことは知っている。ずっと共に生活し、一緒に保険料を納付していた両親が、申立期間は納付済みとなっているのに、自分だけが未納となっているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父親が私の国民年金の加入手続きを行い、家族全員の国民年金保険料を未納が無いように納付していた。」と申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和45年5月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるほか、申立期間直後の44年4月から45年3月までの期間の保険料は納付済みであることから、その父が当該期間の保険料を過年度納付したと推認され、申立期間の保険料についても過年度納付した可能性を否定できない。

また、家族全員の国民年金保険料を納付していたとするその父は、被保険者期間の保険料を全て納付しており、納付意識は高かったと考えられ、その母も被保険者期間の保険料を全て納付している上、申立人の申立期間後の被保険者期間については、保険料は全て納付済みとなっており、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

自治会の集金人が来ていたので、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料は、私が夫婦二人分を昭和40年頃にまとめて納付した。申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自治会の集金人が来ていたので、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料は、夫婦二人分を昭和40年頃にまとめて納付したとしているところ、A市では申立期間当時、自治会ごとに市から委嘱された国民年金委員が保険料を集金しており、A市国民年金委員設置規則によると、当該委員は過年度保険料の取扱いができることとされているほか、申立人が氏名を記憶している集金人は当時の同市の国民年金委員であることが確認できる上、申立人の記憶している保険料額、納付方法は当時の状況と符合していることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、オンライン記録では、申立期間は未加入期間とされているが、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7959

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和32年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月30日から同年12月1日まで  
昭和32年9月1日から60年3月31日までA社に継続して勤務していたので、A社B支社に係る資格喪失日を32年12月1日に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「A社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、昭和32年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年10月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和32年

12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7960

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和32年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和8年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和32年11月30日から同年12月1日まで  
昭和32年10月25日から38年10月3日までA社に継続して勤務していたので、A社B支社に係る資格喪失日を32年12月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「A社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、昭和32年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年10月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和32年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事務所における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月10日から同年9月1日まで

昭和38年4月にA事務所に入社し、平成13年8月31日にB社を退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、A事務所の資格喪失日が昭和41年5月10日となっており、厚生年金保険の記録が4か月間欠落していることに納得できない。また、当時、厚生年金保険料も控除されていたはずである。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A事務所及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事務所の当時実質的に副所長の役割を担っていた者は、「申立人をB社へ出向させ、昭和41年9月1日に正式に転籍させた。38年4月1日から41年8月31日までA事務所に、同年9月1日から平成13年8月31日までB社に勤務し、申立期間の給与は、出向から転籍の間、継続してA事務所より支払され、社会保険料控除も行われていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料をA事務所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事務所における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事務所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事務所における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月10日から同年9月1日まで  
昭和38年4月にA事務所に入社し、42年4月21日にB社を退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、A事務所の資格喪失日が41年5月10日となっており、厚生年金保険の記録が4か月間欠落していることに納得できない。また、当時、厚生年金保険料も控除されていたはずである。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A事務所及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事務所の当時実質的に副所長の役割を担っていた者は、「申立人をB社へ出向させ、昭和41年9月1日に正式に転籍させた。38年4月1日から41年8月31日までA事務所に、同年9月1日から42年4月21日までB社に勤務し、申立期間の給与は、出向から転籍の間、継続してA事務所より支払われ、社会保険料控除も行われていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料をA事務所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事務所における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事務所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7964

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月17日から47年1月10日まで  
② 昭和63年7月1日から平成元年8月1日まで

申立期間①について、昭和35年にA社に入社し、平成12年6月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C工場からD社（現在は、B社）E事業所に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、申立期間②について、当該期間の標準報酬月額が前後の期間より低くなっているが、当該期間に給与が減額されたことは無いので、調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社C工場からD社E事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動した複数の同僚が、昭和47年1月にA社C工場からD社E事業所に異動したと供述していることから、同年1月10日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場にお

ける昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険の記録における離職日の翌日と厚生年金保険の記録における資格喪失日がいずれも同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年12月17日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は当該期間の標準報酬月額が前後の期間より低くなっているが、当該期間に給与が減額されたことは無いので、調査と記録の訂正をしてほしいとして申立てを行っている。

しかしながら、オンライン記録で確認できる標準報酬月額で試算した場合の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額は、申立人から提出された源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を上回っていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が当該期間にF社（事業所記号\*）で被保険者資格を取得した時期とほぼ同時期に同事業所で被保険者資格を取得している者で、申立人と同様に、資格取得時の標準報酬月額が直前の資格喪失時の標準報酬月額より低くなっている者が、申立人のほかにも複数確認でき、申立人の標準報酬月額が、ほかの同僚と比較して著しく低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められず、ほかに不自然な点も見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年2月から同年8月までは47万円、同年9月から6年12月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②における資格喪失日は平成7年2月23日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から7年1月31日まで  
② 平成7年1月31日から同年2月23日まで

私は、年金事務所において自身の厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が平成7年2月23日に遡及して47万円及び53万円から28万円に引き下げられていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②について、平成7年1月31日以降も引き続き勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に係るオンライン記録によると、当初、申立期間の標準報酬月額は、平成5年2月から同年8月までは47万円、同年9月から6年12月までは53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（7年1月31日）の後の同年2月23日付けで、5年2月から6年12月までの標準報酬月額を28万円に遡及して引き下げていることが確認できる。

また、事業主及び当時の社会保険担当者は、いずれも、社会保険事務

所（当時）に社会保険料を滞納していたため標準報酬月額の遡及訂正処理を行った旨の供述をしている。

さらに、A社の商業登記簿謄本及び同社に係るオンライン記録を確認したところ、申立人を含む当時の役員のみ、平成7年2月23日付けで、5年2月から6年12月までの標準報酬月額を28万円に遡及して引き下げていることが確認できるが、当時の複数の役員は、いずれも、同社から標準報酬月額が引き下げられる話は聞いていない旨の供述をしており、事業主は、申立人の仕事内容は営業であり、社会保険の事務には関与していない旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年2月から同年8月までは47万円、同年9月から6年12月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、A社の事業主は、「申立人は適用事業所でなくなった以後2年間も勤めており、平成10年以降に退職した。」と回答していることから、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、A社は平成7年1月31日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同日以降の同年2月23日付けで、遡及して処理されていることが確認できる上、申立人と同様に17人の資格喪失日も遡って同年1月31日とされていることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間②当時、「皆継続して仕事をしていた。」と回答している上、商業登記簿謄本によれば、同社は昭和55年6月25日に設立し現在も存続しているなど、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所において平成7年1月31日付けで同社が適用事業所でなくなった旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る資格喪失日について有効な処理があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る資格喪失日を当該処理が行われた平成7年2月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、申立人の遡及訂正処理前のオンライン記録から、53万円とすることが必要である。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7968

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は9万8,000円、申立期間②は9万6,000円、申立期間③は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日  
② 平成19年12月16日  
③ 平成20年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は9万8,000円、申立期間②は9万6,000円、申立期間③は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 68 万 4,000 円、申立期間②は 34 万 2,000 円、申立期間③は 33 万 4,000 円、申立期間④及び⑤は 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 16 日  
② 平成 19 年 7 月 25 日  
③ 平成 19 年 12 月 16 日  
④ 平成 20 年 7 月 25 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 16 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 68 万 4,000 円、申立期間②

は 34 万 2,000 円、申立期間③は 33 万 4,000 円、申立期間④及び⑤は 35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないと回答していることから、これを履行していないと認められる。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、4万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7971

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年4月から同年9月までは44万円、同年10月から9年3月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年4月1日まで  
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額より低くなっている。調査して訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額より低くなっていることについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、平成8年4月から同年9月までは44万円、同年10月から9年3月までは41万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は24万円、申立期間②は24万5,000円、申立期間③は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日  
② 平成 17 年 12 月 16 日  
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社及びその関連会社であるB社において、平成17年8月、同年12月及び18年8月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は24万円、申立期間②は24万5,000円、申立期間③は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万円、申立期間②は4万円、申立期間③は5万円、申立期間④は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日  
② 平成 15 年 12 月 19 日  
③ 平成 17 年 8 月 12 日  
④ 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、A社において、平成15年8月、同年12月、17年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は4万円、申立期間③は5万円、申立期間④は4万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 7975

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日  
② 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、平成 17 年 12 月及び 18 年 8 月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月11日

年金記録を確認したところ、A社において、平成18年8月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7977

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月1日から36年7月12日まで  
② 昭和37年10月1日から38年6月1日まで

国（厚生労働省）の記録によれば、A社（C市）の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和36年7月12日とされているが、同社には34年12月から勤務していたので、申立期間①について記録が欠落している。また、申立期間②については、37年10月にA社（C市）から同社のB工場に転勤しただけであり、継続して同社に勤務していた。当該記録には納得がいかないので、第三者委員会で調査の上、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年10月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B工場は昭和42年9月1日に適用事業所



に該当しなくなっているため照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人とA社のD現場（E市）で一緒に働いていたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該D現場で現場監督をしていた同僚は、「一緒に働いていたことに間違いはないが、申立人がいつから働いていたかまでは分からない。」と供述しているほか、複数の同僚は、「試用期間があり、勤務開始時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違している。」と供述しており、その相違している期間が2年と回答している同僚や3か月から6か月であると回答している同僚もいることから、当該事業所においては、従業員を勤務開始から相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえるほか、厚生年金保険の加入時期は一律ではなかったことが推認できる。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び当該D現場で同じチーム（チームリーダーは申立人の兄）で働いていたとする同僚は、昭和36年7月12日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人の記号番号が当該同僚と連番で、厚生年金保険被保険者資格取得後の同年7月26日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7978

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年9月30日から同年10月1日まで  
国（厚生労働省）の記録によれば、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成17年9月30日と記録されているが、私は同社を同年9月30日に退職し、最後に支給された給与に係る給与明細書からは厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日は、同年10月1日と記録されるはずである。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、平成17年分給与所得の源泉徴収票、退職願及び雇用保険被保険者離職票から、申立人はA社に平成17年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給

与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、平成17年9月30日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもののその後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7982

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月23日から40年3月21日まで  
私は、昭和38年1月にB社に就職し、同社が解散した39年10月に、親会社のA社に転籍し、引き続き勤務していた。しかし、申立期間について、厚生年金保険の未加入期間とされているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社及びA社に勤務していた複数の同僚は、「申立人は、B社が解散後、引き続きA社に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の同僚のうち3人は、「申立人は、昭和39年10月にB社が解散してすぐにA社の社員となった。」と供述しているところ、申立人は、オンライン記録により、同年10月23日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同日をA社における被保険者資格の取得日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業所別被保険者名簿の昭和40年3月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7983

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B（事業主氏名）（以下「A事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで  
年金事務所からのお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、C社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にC社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7984

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B（事業主氏名）（以下「A事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで  
年金事務所からのお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、C社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にC社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務



の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7985

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B（事業主氏名）（以下「A事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで  
年金事務所からのお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、C社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にC社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7986

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B（事業主氏名）（以下「A事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで  
年金事務所からのお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、C社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にC社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月及び同年 7 月

私は、昭和 56 年 3 月に、国民年金に任意加入被保険者として加入し、61 年 4 月には第 3 号被保険者への切替えをした。第 3 号被保険者になるまで継続して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、59 年 6 月に被保険者資格を喪失し同年 8 月 29 日に再度加入した記録となっているが、このような中途半端な時期に被保険者資格を喪失する理由も無い。この 2 か月が国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 3 月に、国民年金に任意加入被保険者として加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで継続して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、59 年 6 月に被保険者資格を喪失し同年 8 月 29 日に再度加入した記録となっていることはおかしいと申述しているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、「資格喪失 59. 6. 29」、理由欄に「任意離脱」及び届出欄に「59. 6. 28」と記載され、また、「資格取得 59. 8. 29」、理由欄に「任意」及び届出欄に「59. 8. 29」と記載されており、同年 6 月 29 日に資格喪失し、同年 8 月 29 日に再度任意加入の届出を行っていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、未加入期間について保険料を納付した場合には、保険料は還付されることとなるが、A 市の国民年金被保険者名簿に還付記録が確認できな

い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から54年5月までの期間及び57年10月から平成4年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月から54年5月まで  
② 昭和57年10月から平成4年5月まで

申立期間は、当時の夫と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、私だけ未納となっているのはおかしい。この記録に納得がない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の夫と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、私だけ申立期間が未納となっているのはおかしいと申述しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年6月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、申立期間①のうち、48年6月から52年3月までの期間については、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年4月から54年5月までの期間については、遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ72か月、116か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付



したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5259（群馬国民年金事案 456 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間前から勤務していた事業所は、当初、厚生年金保険に未加入であったので、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から事業所が厚生年金保険に加入する前の 39 年 4 月までは国民年金保険料を納付した。

夫婦二人分の保険料を隣組長の集金で納付していた記憶がある。夫婦で一緒に保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

今回の再申立てに当たり、新たな事情として、申立期間当時に保険料が納付組織により集金されていた事実を記憶している 3 人について調査した上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金制度発足時から納付組織を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、A市の広報誌からすると、国民年金の納付組織は昭和 37 年度以降に設立されたものと推認されることから申立人の申述とは整合しないこと、保険料を一緒に納付したとするその妻についても申立期間の保険料は未納となっている上、同市の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料は未納とされており、記載に不自然な点は見当たらないことなどから、既に年金記録確認群馬地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、申立期間当時に国民年金保険料が納付組織により集金されていた事実を記憶している 3 人を証言者として申し立てているが、いずれの証言者からも年金記録の訂正につながる具体的

な証言が得られず、そのほかに年金記録確認群馬地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5260（群馬国民年金事案 457 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間前から勤務していた事業所は、当初、厚生年金保険に未加入であったので、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から事業所が厚生年金保険に加入する前の 39 年 4 月までは国民年金保険料を納付した。

夫婦二人分の保険料を隣組長の集金で納付していた記憶がある。夫婦で一緒に保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

今回の再申立てに当たり、新たな事情として、申立期間当時に保険料が納付組織により集金されていた事実を記憶している 3 人について調査した上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金制度発足時から納付組織を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、A市の広報誌からすると、国民年金の納付組織は昭和 37 年度以降に設立されたものと推認されることから申立人の申述とは整合しないこと、保険料を一緒に納付したとするその夫についても申立期間の保険料は未納となっている上、同市の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料は未納とされており、記載に不自然な点は見当たらないことなどから、既に年金記録確認群馬地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、申立期間当時に国民年金保険料が納付組織により集金されていた事実を記憶している 3 人を証言者として申し立てているが、いずれの証言者からも年金記録の訂正につながる具体的

な証言が得られず、そのほかに年金記録確認群馬地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5261（埼玉国民年金事案 1761、3220、3821 及び 4697 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 45 年 7 月頃に結婚後の「A（旧姓）」の名前で国民年金の加入手続を行い、その時に結婚前の「B（新姓）」の名前で過去の保険料をまとめて納付した。加入後は、前妻が毎月自宅に訪れる近所の集金人に保険料を納付していたが、その後、私が妻と二人分をC信用金庫で毎月納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、当初、その前妻が近所の集金人に国民年金保険料を納めていたとして申し立てたが、申立人が当時居住していたD区では民間の集金人による保険料徴収を行っていない上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、その前妻も既に他界していることから、保険料の納付状況等は不明であるとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 21 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、その後 3 回にわたって申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、いずれにおいても年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 22 年 6 月 2 日付け、同年 11 月 11 日付け及び 24 年 2 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に納得がいかないとして 5 回目となる申立てを行っているが、再申立てに際し、新たな資料は無く、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は

見当たらない上、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年10月までの期間及び9年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年10月まで  
② 平成9年6月から同年8月まで

申立期間①及び②について、私は学生だったため、母が国民年金の加入手続を行い、加入後、家庭内の事情により、しばらく国民年金保険料を納付していなかったため、A社会保険事務所（当時）で過去分の納付書を作成してもらい、同社会保険事務所又はB郵便局で保険料を納付してくれていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「私は学生だったため、母が国民年金の加入手続を行い、A社会保険事務所過去分の納付書を作成してもらい、同社会保険事務所又はB郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。」としているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、保険料の納付額及び納付時期等の具体的な記憶が明確でない上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間①直前の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料を10年1月30日に、申立期間①直後の8年11月から9年3月までの保険料を10年12月28日にそれぞれ納付していることが確認できることから、申立人の母親は、同年1月以降に保険料の納付を始めたことが推察されるところ、国民年金の事務処理につ



いては、9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②は、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から55年3月まで

私は昭和44年春頃に、友人がA市役所から国民年金保険料を納付するよう勧められているということを知ったので、自分も老後のために国民年金に加入しようと思い、同市役所の出張所で加入手続きを行い、国民年金保険料を郵便局で納付したり、自治会の班長に定期的に納付したりしていた。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年春頃にA市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を郵便局で納付したり、自治会の班長に定期的に納付したりしていたとしているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する具体的な記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人はその被扶養配偶者であるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年4月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和55年4月10日」と記載されているほか、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿においても、資格取得日は同年4月10日となっていることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、当該資格取得時点において、申立期間の保険料を遡って納付することは、制度上できなかつたと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 63 年 2 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月から 63 年 2 月まで  
② 平成元年 4 月から 2 年 3 月まで

申立期間①については、昭和\*年\*月の結婚以降の国民年金保険料は、私が A 市役所から送付された納付書で町内の集金当番に毎月納付し、後日領収書をもらっていた。時期は覚えていないが、保険料額が高くなった頃からは銀行で納付した。

申立期間②については、昭和 63 年 3 月から夫が自営業を始め、私が夫婦二人分の保険料の免除申請を行った時期もあったが、それ以外の期間は、私が B 信用金庫（現在は、C 信用金庫）で、夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和\*年\*月の結婚以降の国民年金保険料は、申立人自身が A 市役所から送付された納付書で町内の集金当番に毎月納付し、保険料額が高くなった頃からは銀行で納付したと申述している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳によると、「被保険者でなくなった日」が「昭和 58 年 9 月 10 日」、「被保険者となった日」が「昭和 63 年 3 月 21 日」と記載されており、その間に被保険者資格の得喪の記載は無い上、申立人は、婚姻に伴い強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続に係る記憶も明確でないこと、申立期間①のうち、昭和 61 年 9 月から 63 年 2 月までの期間は平成 25 年 3 月に未加入

期間から3号特例納付期間に、昭和61年3月から同年7月までの期間は平成25年9月に未加入期間から厚生年金保険の被保険者期間に記録訂正が行われていることから、当時、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であったと考えられる。

また、申立期間①は54か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B信用金庫で申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではないため、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間②は未納となっている。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5266

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 55 年 4 月頃、夫に国民年金の加入を勧められ、私が A 村（現在は、B 市）C 地区の納税組合長に国民年金の加入手続を依頼し、加入時に過去 1 年分の国民年金保険料を納付し、その後は夫が夫婦二人分の保険料をその納税組合に納付した。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月頃に A 村 C 地区の納税組合長に国民年金の加入手続を依頼し、加入時に過去 1 年分の国民年金保険料を納付し、その後は夫が夫婦二人分の保険料をその納税組合に納付したとしているが、B 市は、「C 地区の納税組合についての資料等は保管しておらず、職員への聞き取り調査でも情報は得られなかった。」としている上、C 納税組合の元組合員は、「C 納税組合は国民年金も集金していたが、当時の資料は無く、申立人の世帯の国民年金保険料の集金がいつから始まったかは不明。」としていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 62 年 2 月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録では申立人の国民年金被保険者の資格取得日は 61 年 4 月 1 日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であると考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は 84 か月と長期間であり、行政においてこれほど長

期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（長野）国民年金 事案 5269

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から63年3月まで  
33歳頃に、兄から私の20歳からの国民年金保険料の納付書が届いたと聞かされ、一括では払えない金額だったので、兄が社会保険事務所（当時）に行き、保険料を分割して払える金額にしてもらい、納付できる範囲で私が農協などで納付した。  
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄から申立人の20歳からの国民年金保険料の納付書が届いたと聞かされ、一括では払えない金額だったので、その兄が社会保険事務所に行き、保険料を分割して払える金額にしてもらい、納付できる範囲で申立人が農協などで納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成2年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は155か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事



情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から63年4月まで

私は、A市に住んでいた昭和60年頃に、国民年金の加入手続を同市役所で行い、保険料は私の妻が納付していた。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に住んでいた昭和60年頃に、国民年金の加入手続を同市役所で行い、国民年金保険料はその妻が納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続を行ったとする申立人及び申立期間に申立人の保険料を納付したとするその妻も、国民年金の加入手続時期、年金手帳の交付及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は、申立人が昭和60年7月1日にB共済組合の加入者資格を喪失し、63年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間であると考えられる。

さらに、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年9月から20年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年9月から20年7月まで  
申立期間の保険料は、私が毎月銀行などで夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、毎月銀行などで夫婦二人分を一緒に納付していたと申し立てているが、国民年金保険料の納付書が送られた記憶は無いとしており、保険料納付に関する記憶が明確でないことから、納付の状況が不明である。

また、申立期間は、平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7956

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 4 月まで

A区B地区のCビルにあったお店「D事業所」に昭和 41 年 4 月から 44 年 4 月まで勤務し、E職の仕事に従事した。給与から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、Cビルにあった「D事業所」という名前の店舗に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録の検索及び厚生年金保険適用事業所名簿には該当する事業所は見当たらない上、申立人の当該事業所における雇用保険の記録も確認できない。

また、Cビルを所有及び管理しているF社は、「テナント解約後 10 年を経過すると契約書を処分するので、昭和 40 年代のテナントについては分からない。」と回答している。

さらに、国立国会図書館が所蔵するG県の最も古い職業別電話帳（昭和 44 年 12 月 1 日現在）のH業種に関連する項目を調べたが、「D事業所」の登録は無い上、Cビルの所在地で登録しているG業種関連の会社及び店舗も確認できない。

加えて、申立人は、「D事業所」の事業主及び同僚の名前も記憶していないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7957

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
A社を昭和 35 年 10 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の資格喪失日は同年 10 月 31 日（月曜日）となっている。平日に退職して、退職の  
手続や同僚にあいさつ回りをした記憶がある。退職日の翌日が資格喪失  
日となることから、月曜日が資格喪失日となっているのは納得できな  
い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほ  
しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の退職に際しての具体的な申述及び申立人を記憶している同僚が、  
「申立人は、昭和 35 年 10 月 31 日に退職したと思う。」と証言している  
ことから、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことがうかが  
える。

しかしながら、A社は、平成 14 年 3 月 1 日に解散しており、精算人と  
なった元事業主は、「資料は全て処分し、当時の記憶も無いので、申立て  
については分からない。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立  
人と同日の昭和 35 年 10 月 31 日に資格喪失した者はいないが、申立人と  
同様に 35 年中の月末が資格喪失日となっている者が 10 人いることが確認  
できる。

さらに、申立人と同様に、月曜日が資格喪失日となっている者が 7 人い  
ることが確認できる。

加えて、資格喪失日が「月末」となっている 10 人のうち、連絡先の判  
明した同僚 4 人に照会し、2 人から回答があったものの、「自分の退職日

を、よく覚えてない。当時の給与明細書も持ってない。」と回答しており、当時の状況について確認することができない。

また、同僚照会の結果、申立期間当時の給与計算及び社会保険事務担当者が判明したが、いずれも既に亡くなっており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7958

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年2月1日まで  
昭和28年4月頃から30年1月末まで、A社に雇われ、B県においてC事業の現場に雇員のD職として勤務した。

ところが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和30年2月1日と記録されている。間違いなく勤務していたので、調査の上、正しい取得日の記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B出張所に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同出張所に勤務し、C事業に従事していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、「C事業に関連する資料は保管されていないため、工事の実態について確認が取れない。どこの事業所又は関連会社等が担当していたのかも不明である。したがって、申立人の申立期間の勤務実態は不明である。申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかについては不明であり、保険料控除及び社会保険の適用等についても同様である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間前後及び申立人と同時期に資格を取得した同僚58人のうち、連絡可能な11人に照会し、回答があった7人のうちの1人は、申立人は雇員のD職であったと回答しているものの、その社会保険の適用及び保険料控除については確認することができない。



さらに、申立人から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者証の資格取得日は昭和30年2月1日と記載されており、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の当該事業所に係る払出日の記録と一致している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）におけるA社の資格取得日は昭和30年2月1日と記録されている上、申立人の当該事業所における雇用保険の資格取得日の記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7963

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年11月1日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かったが、夫は申立期間もA社（昭和62年2月にB社に名称変更）に継続して勤務しており、申立期間前後の勤務地や仕事内容に変化は無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

元代表取締役、取締役及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の資料は既に処分されて無いため、申立期間における社会保険の取扱いや保険料控除の有無については不明と回答している。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある被保険者16人に照会したところ、前述の元代表取締役及び取締役を含む9人から回答があったが、いずれも申立期間における保険料控除の有無等については不明としている。

さらに、申立人が、昭和40年9月1日にA社で資格喪失した際の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の備考欄には「被保険者証返納年月日 40.9.18」と記載され、申立人が資格喪失した後の同年9月18日に健康保険証を返納したことがうかがえる上、申立人が、同年11月1日に同社で資格取得した際の被保険者原票の備考欄には「取得 40.12.14」と記載され、申立人の被保険者資格取得届が同

年 12 月 14 日に提出されていることがうかがえる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号（以下「記号番号」という。）については、A社で一回目に資格取得（昭和 40 年 8 月 4 日）した際の記号番号（\*）と、二回目に資格取得（同年 11 月 1 日）した際の記号番号（\*）は異なっているところ、当該再取得時の記号番号（\*）は、同社とは関連の無い事業所で 36 年 5 月 18 日に資格取得した際に払い出された記号番号であることから、申立人は 40 年 11 月 1 日に同社で資格を再取得する際には、同社とは関連の無い事業所で資格取得した際に発行された「厚生年金保険被保険者証」を同社に提出したものと考えられる。

また、当時の代表取締役、取締役及び複数の同僚が、申立期間当時、社会保険手続を担当していたのは申立人であったと回答している。

さらに、A社に係る被保険者原票によると、申立人と同様に、同社における被保険者期間に空白がある者が申立人のほかにも確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7965

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた際の厚生年金保険の資格喪失日に誤りがある。当時の総務課長より、平成 7 年 10 月 31 日まで在籍すると退職金が増額される旨の説明を受け、出産予定日が同年\*月\*日であったが、同年 10 月 31 日付けで退職した。

年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 7 年 10 月 31 日であることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、申立人に係る賃金台帳等の資料が見当たらないことから、勤務実態の詳細及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、事業主は、「給与は月末締めで当月 25 日に支払う。保険料は翌月控除方式であるので、一般的に、月末退職の場合には、最後の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除する。」と回答しているところ、i) B 銀行 C 支店が提出した申立人に係る預金取引明細書によると、平成 7 年 9 月分及び同年 10 月分の給与と考えられる 7 年 9 月 24 日及び同年 10 月 24 日の入金額が同額であること、ii) このほか同年 10 月 30 日、同年 11 月 22 日及び同年 11 月 29 日にも申立事業所からの入金を確認できるが、いずれもその名目は不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人と同様に資格喪失日が月初の1日付けではない同僚 16 人に照会を行ったところ、5人から回答があったが、給与明細書等を保管している者はおらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 7966

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚の氏名等について、詳細に記憶しており、その内容は同僚の供述とも一致していることから、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は、申立人に関する人事資料は見当たらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

また、申立事業所において申立期間当時に会計及び社会保険関係事務を務めていたとする同僚は、「当時は、従業員の入退社が頻繁にあった。そのため、厚生年金保険に加入させるかどうかについては、入社後 1 年くらいは様子を見て判断していた。厚生年金保険に加入していない従業員の給与からは保険料を控除していない。」と供述しており、このほか 3 人の同僚からも供述を得たが、申立人の詳細な勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日  
年金記録を確認したところ、A社において、平成 17 年 8 月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 17 年の賃金台帳から、給与の支給は確認できるものの、申立期間の賞与の支給は確認できない。

また、B銀行C支店から提出された申立人に係る「預貯金共通月中異動および残高明細表」から、給与の振込みは確認できるものの、申立期間の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7979

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで  
A社の厚生年金保険記録について、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円になっていることに納得できない。当時、私は同社の経営者であったが、1か月の報酬を9万2,000円に下げた記憶は無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成8年4月から9年2月までは47万円、同年3月から10年2月までは59万円とされていたところ、9年9月3日に8年10月1日付け定時決定及び9年3月1日付け随時改定を取り消した上で、遡及して30万円に引き下げられ、同年10月17日に同年10月1日付け定時決定を取り消した上で、30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該減額訂正により、申立期間の標準報酬月額は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年3月31日）以降である同年4月24日付けで遡及して当時の最低額である9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立期間及び標準報酬月額の遡及訂正処理日（平成10年4月24日）において、申立人は、A社の代表取締役であったことが同社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、A社における社会保険の業務について権限を有していたのは自分であると思うとしており、時期は不明であるが、同社が社会保険料を滞納していた際、社会保険事務所（当時）に相談に行ったことがあるとしている。

さらに、申立人は、A社の社員及び役員等の関係者への照会を希望して



いないことから、申立期間当時の同社の状況及び標準報酬月額の遡及訂正処理の経緯等について確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないことから、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社で厚生年金保険に加入した期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてB社に勤務し、賞与を支給されたと思うとしているところ、A社では、申立人は同社の関連会社であるB社の社員であり、決算賞与が出たとしても支給は3月なので、平成 15 年 4 月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

また、A社が加入するC健康保険組合から提出された申立人に係る賞与の適用台帳には、平成 15 年 4 月支給の賞与の記録は見当たらない。

さらに、申立人は、平成 15 年 3 月分賞与の支給明細書を所持しており、当該賞与が同年 4 月に支給されたと思うとしているところ、当該支給明細書によると、特別保険料に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、平成 7 年 4 月から 15 年 3 月までの期間については、制度上、賞与から控除された厚生年金保険料は特別保険料とされ、年金額計算の基礎にならないこととされており、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは、同年 4 月 1 日である。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7981

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の複数の同僚が同社における給与計算及び社会保険事務手を担当していたとしている元代表取締役Bは既に亡くなっていることがオンライン記録から確認でき、同人から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得られない上、元代表取締役Cは、同社は既に倒産しており、人事関係の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、元代表取締役D及び複数の同僚は、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。